

○司会（遠藤）

それでは引き続きまして、最高検察庁から堺徹次長検事より御挨拶がござります。堺次長、よろしく願いいたします。



○堺徹次長検事

次長検事の堺と申します。検察を代表して一言御挨拶を申し上げます。

まず、御来賓の皆様には本日御出席賜りまして誠にありがとうございます。

本日で制度の運用開始後、10年となる裁判員制度については、戦後最大の刑事司法改革とも言われています。そして、この10年の間に、裁判員制度は国民の皆様の御理解と御協力に支えられ、広く定着し、概ね安定的に運用されているものと認識しております。まずもって国民の皆様に感謝申し上げます。

ところで、検察の立場からこの10年、更に言えば裁判員法が制定された平成16年からの15年を振り返ってみますと、制度の運用開始前から検察官及び検察事務官が一丸となって日々、試行錯誤を重ね、様々な創意工夫を凝らしてまいりました。個人的なことを申し上げます、私は制度の運用前に最高検察庁に設置された裁判員制度準備室において、1年間裁判員裁判の準備のための作業に携わったこともございます。

さて、裁判員裁判においては一般国民の皆様に裁判に加わっていただくこととなりますので、公判における立証責任を負う検察の立場からは、まず裁判員の方々に審理の内容を十分理解していただけるような公判活動を行うという視点を大事にしています。

例えば、冒頭陳述や論告を行う場合、事案に応じてビジュアル化した資料を活用するなどして、内容を理解しやすいものとするような工夫を行っています。

また、裁判員裁判の運用開始に当たって、検察では、自白の任意性を分か

りやすく立証するため、取調べの録音録画を開始しましたが、現在では裁判員裁判に限らず、広く行われるようになっていきます。

さらに、証拠の厳選に心を配るとともに、複数の証拠の要点をまとめた捜査報告書を作成するなど、証拠を分かりやすい形で提出するようにしています。

そして、様々な意見交換等を通じて、より分かりやすい主張、立証になるよう改善するなどし、裁判員裁判における一層的確な公判活動を目指しているところです。

他方、この10年間、裁判員裁判の実践を積み重ねる中で、法曹三者のそれぞれの立場から様々な課題が見えてきたのではないかと考えられます。

例えば、裁判員裁判の運用を巡っては、公判前整理手続の長期化については指摘されることが少なくないと思われ、この点についてどのように対処するかということが課題になっております。

また、裁判員の方々に判断をしていただく上で、立証責任を負う検察官と

してどのような証拠を見ていただくかといった証拠の取調べの在り方についても課題の一つとして認識しています。

我々法曹三者は、刑事司法を担う者としての役割や立場は異なるものの、裁判員制度の運用開始前から各地で模擬裁判を行うなどし、裁判員裁判の適切な運用に向けて連携を図ってまいりましたので、これまでお互いに実践を積み重ねてきたからこそ見えてきた課題につきましても、今後法曹三者においてより一層の連携を図りながら向き合っていくことができるのではないかと考えております。

また、この10年間、刑事司法を取り巻く情勢にも変化が生じております。

例えば、科学技術の飛躍的な発展により、防犯カメラ映像やスマートフォン等のデジタル証拠の量が増えてきましたし、裁判員裁判対象事件については、平成28年の刑事訴訟法改正により、本年6月から取調べの録音録画が義務付けられることとなっております。

検察としましては、このような情勢のいかににかかわらず、迅速かつ徹底

した捜査により事案の真相を解明し、適切に公訴権を行使し、裁判員裁判を含む公判において的確な主張、立証を行い、引き続き、国民の皆様の期待と信頼に応えていくことが必要であると考えております。

最後になりますが、今後とも法曹三者の一員として引き続き連携を図っていくとともに、検察の立場においても裁判員制度がより良いものとなるよう、一層尽力してまいる考えであることをお伝えして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○司会（遠藤）

堺次長、ありがとうございました。

共催者からの御挨拶は以上となります。